

## 医療費適正化計画の見直しに係る緊急要請

本日の社会保障審議会医療保険部会において、医療保険制度改革骨子案が示され、その中で、医療費適正化計画の見直しについて、「都道府県が地域医療構想と統合的な医療費の水準を目標として設定する」という方針が示された。

都道府県が地域医療構想の策定等による病床機能分化の推進や住民の健康の保持増進、後発医薬品の使用促進など医療の効率的な提供の推進等を通じて医療費適正化に積極的に取り組むべきことは当然であるが、これらの取組が、具体的にどのように医療費適正化につながるのか必ずしも明確でない中で、従来「医療費の見通し」としてきたものを「目標」とすることに、多くの都道府県から強い疑問の声が上がっている。

医療費は、住民はもとより、多様な保険者をはじめ、医療機関、地方自治体など様々な主体の活動の結果であり、また、医療資源の多寡や診療報酬が占める要素が大きいものであることから、都道府県が管理できる要素は非常に限られており、権限もない。

このため、現行の医療費適正化計画においても、特定検診・保健指導の実施率や平均在院日数等の施策目標を達成した場合に予想される医療費を見通しとして盛り込んでいるところである。

そのような推計値に過ぎないようなものを「目標」として設定しても、都道府県は結果責任を負うことは困難であり、また、一度「目標」を設定してしまえば、それが独り歩きして、様々な場面で都道府県を拘束する懸念がある。

これらのことを踏まえ、都道府県が医療費を管理できる要素が限られているにもかかわらず、「医療費の見通し」を「目標」と見直すことについては反対であり、引き続き全国知事会と十分協議し、計画の策定主体である都道府県の合意がないまま、法律案の提出を強行することのないよう強く要請する。

また、特定検診・保健指導の実施率や平均在院日数等、現在、任意記載事項とされている指標を必須記載事項に見直すことについては、これらの指標が医療費適正化に及ぼす効果が不明確であり、保険者や医療機関、住民、市町村等に強制する権限がない以上、都道府県は指標に対して結果責任を負うことは出来ない。また、現行の任意記載事項とすることは、平成23年度の地方分権改革の一環で法律改正された経緯があることから、「医療費の見通し」を「目標」とすることに併せて、今回の法律改正によって都道府県に対して義務付けを強化することは認められず、引き続き任意記載事項にとどめるよう要請する。

平成 27 年 1 月 9 日

全国知事会

会 長

京都府知事 山田 啓二

社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富一